

埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社電子入札システム利用規約

(目的)

第1条 埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社（以下、「公社」という。）が電子入札システム（以下、「本システム」という。）及び本システムを利用して公社が実施する入札（見積り合せを含む。以下「入札等」という。）に係る手続に関し、本利用規約に必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 本利用規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ① 電子入札 公社が本システムを利用して入札等の手続を実施する工事、業務委託、設計業務、物品又は役務の調達案件などをいう。
- ② システム利用参加者 本システムを利用して電子入札案件の入札等の手続に参加するものをいう。
- ③ 電子証明書 情報の発信者が確かに本人であることを受信者に証明する電子的な証明書で、インターネット上の身分証明書として利用されるものをいう。
- ④ ICカード 電子入札コアシステムに対応した認証局が発行した電子証明書を格納したICカードをいう。
- ⑤ 電子入札コアシステム 一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港設計技術サービスセンターが共同開発した電子入札システムをいう。
- ⑥ 認証局 電子署名及び認証業務に関する法律に定める特定認証業務を行う民間機関をいう。

(基本事項)

第3条 本システムの利用者は、本規約に同意したものとみなす。

(禁止事項)

第4条 本システムの利用について、次に掲げる行為を禁止する。

- ① 本システムを、電子入札に係る以外の目的で使用する事。
- ② 虚偽の申請・届出・入札等を行う事。
- ③ 本システムに対して、不正にアクセスする事。
- ④ 本システムの管理及び運営を故意に妨害する事。
- ⑤ 本システムに対して、ウイルスに感染したファイルを送信する事。
- ⑥ 本システムに対して、同時大量アクセスする事。
- ⑦ その他本システムの運用に支障を及ぼす行為又はその恐れのある行為

(電磁的記録の取扱い)

第5条 本システムでの電磁的記録の提出は、各々設定された時間までに完了させること。

なお、本システムのサーバに正常に記録された時点で提出されたものとみなす。

2. 本システムを用いて提出したものは、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(電子証明書)

第6条 システム利用参加者が使用する IC カードは、システム利用参加者の責任において管理するものとし、漏洩の可能性がある場合は、速やかに電子証明書を発行した認証局に執行手続を行うものとする。

2. 不要となった IC カードは、不正使用や誤使用を防止する観点から、システム利用参加者の責任において廃棄、管理するものとする。

(障害対応)

第7条 本システムの保守等必要があるとき、公社は、システム利用参加者への事前の通知を行うことなく、本システムの停止等を行うことができる。

(利用者の責任)

第8条 システム利用参加者は、事故の責任に基づき、本システムを利用するために必要な機器（ソフトウェアを含む。）と通信手段を準備し、それらが正常に稼働する環境を確保し、管理しなければならない。

2. システム利用参加者は、本システムに利用に必要な情報を適切に管理しなければならない。

(利用の停止又は制限)

第9条 システム利用参加者が本規約に反する行為をしたと認められる場合、公社は、システム利用参加者に事前の通知を行うことなく、本システムの利用を停止又は制限することができる。

(免責事項)

第10条 公社の責によらない機器及び通信回線の障害等により、本システムの表示や操作に不具合が発生し、そのために生じた損害について、公社は責任を負わないものとする。

2. 本システムの利用にあたり、本人確認の手続を行った上でシステム利用参加者本人と認められた場合、通信機器、IC カード等につき偽造、変造や不正使用又はその他により使用する者がシステム利用参加者本人でなかった場合でも、その利用によって生じたシステム利用参加者の損害及びシステム利用参加者が第三者に与えた損害について、公社は責任を負わないものとする。
3. 災害・事変等、公社の責めに帰すことのできない事由により、本システムの表示や操作に不具合が発生し、そのために生じた損害について、公社は責任を負わないものとする。

(著作権)

第11条 本システムがシステム利用参加者に対し提供する一切のプログラムその他の著作物は、公社が保有するものとし、国際著作権条約及び著作権関連法令によって保護される。

(利用規約の変更)

第12条 公社は、システム利用参加者への事前の通知を行うことなく、本規約を改正できる。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本規約には、日本法が適用される。

2. 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和6年10月1日から施行する。